

平成25年9月13日

各京都市指定移動支援事業所 管理者 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室長
(担当 在宅福祉担当)

**障害のある子どもの放課後支援・通学支援 ～ほほえみネット～
の実施（移動支援事業の拡充）について**

平素は、本市の障害保健福祉行政の推進に御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

この度、本市では、障害のある子どもの家庭の生活の安定を図るため、現在実施している障害のある方の外出支援を行う移動支援事業（ガイドヘルプ）の制度拡大を図り、平成25年10月から新たに「障害のある子どもの放課後支援・通学支援～ほほえみネット～」を下記のとおり実施します。

つきましては、指定移動支援事業所の皆様におかれましても、当事業の実施について、御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 障害のある子どもの放課後支援・通学支援の実施について

(1) 事業概要

移動支援事業の制度拡大を図り、放課後支援・通学支援を実施します。（【別紙1】参照）

① 放課後支援

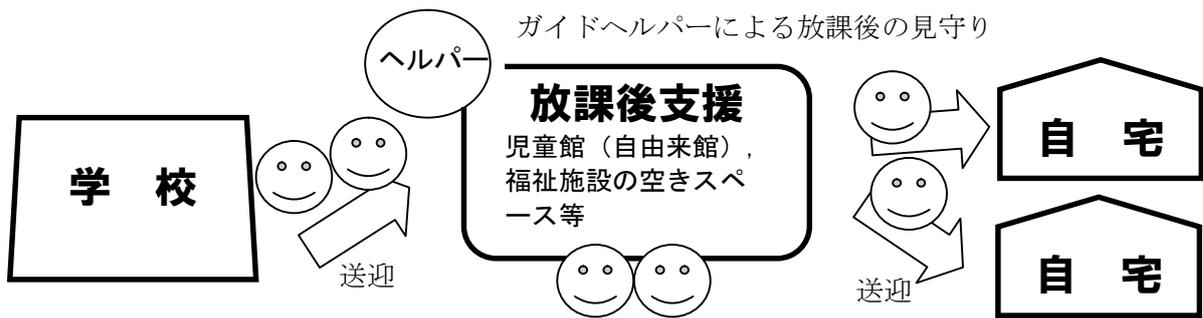
保護者の就労、疾病等による昼間留守家庭の小学5、6年生及び総合支援学校以外に在籍する中学生等の障害のある子どもを対象に、2～3人のグループ単位でヘルパーによる放課後の見守りを実施します。

(事業実施の背景)

障害のある子どもの放課後支援としては、学童クラブ事業や放課後等デイサービス、タイムケア事業等を実施しているところですが、学童クラブ事業が小学4年生までであることや、タイムケア事業が総合支援学校の中高生を対象としていること等から、当事業を新たに実施するものです。

放課後支援とは

2～3人のグループ単位で、ガイドヘルパーによる放課後の見守り（学校～実施場所～自宅の送迎も含む）



対象者：移動支援事業の対象者（重度の身体障害（四肢障害等の全身性障害，視覚障害），知的障害，精神障害，難病のある方）であって，①又は②に該当する子ども
①保護者の就労，疾病等により昼間留守家庭となる小学5，6年生及び総合支援学校以外に在籍する中学生
②保護者の就労，疾病等により昼間留守家庭となる学童クラブ事業やタイムケア事業等の利用が困難な小学1年生～高校生

利用時間数：ひと月あたり月32時間（従来の社会参加等の利用時間の範囲内）

② 通学支援

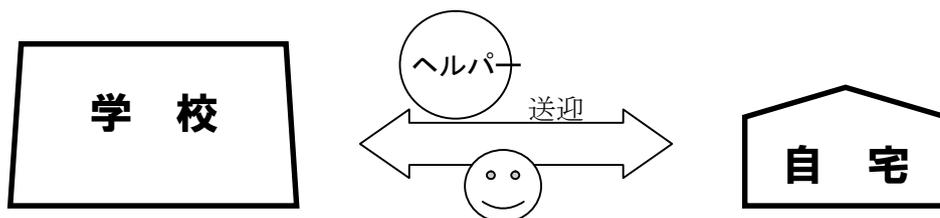
ひとり親家庭で，保護者の就労，疾病等により通学時の介助者がいない障害のある子どもを対象に，ヘルパーによる通学時の送迎支援を実施します。

（事業実施の背景）

障害のある方の社会参加を目的に実施している移動支援事業においては，経常的な活動である通学時の送迎は対象としておりませんでした，特にひとり親家庭における子どもの送迎に係る保護者の負担は大きいこと等から，当事業を新たに実施するものです。

通学支援とは

ガイドヘルパーによる通学時の送迎支援



対象者：移動支援事業の対象者（重度の身体障害（四肢障害等の全身性障害，視覚障害），知的障害，精神障害，難病のある方）であって，①又は②に該当する子ども（小学1年生～高校生）
①ひとり親家庭で，保護者の就労，疾病等により通学時の介助者がいない子ども
②医療的ケアが必要で，保護者が学校まで送迎する必要がある子ども（バス利用が困難な子ども）

利用時間数：ひと月あたり，通学分22時間＋社会参加分20時間を基本（支給量基準を参照）

(2) 支給量基準

<支給量基準（月当たり時間）>

従来どおり利用の場合

利用意向に基づき、以下の①～⑤のいずれかとする。

| パターン | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | |
|--------|------|-----|------|-------|-------|----|
| 通学利用時間 | 0 | 1～5 | 6～10 | 11～15 | 16～22 | |
| 支給量 | 通学 | 0 | 5 | 10 | 15 | 22 |
| | 社会参加 | 32 | 29 | 26 | 23 | 20 |
| | 合計 | 32 | 34 | 36 | 38 | 42 |

※ 放課後支援を利用した場合の通学支援の適用について

放課後支援を利用した場合の「学校から事業実施場所」及び「事業実施場所から自宅」の間の送迎は、放課後支援の中で対応することとします（別途、通学支援分として支給決定しません。）。

(3) 利用手続方法

- ① 従来の移動支援事業と同様に、利用希望者は、お住まいの区役所（支所）福祉事務所、保健センター（以下「区・支所」という。）に対して、支給申請を行います。
- ② この申請の際に、当事業の対象者要件の確認として、介護者不在の証明書類（保護者の「就労証明書【別紙2（これに準ずるものでも可）】」又は「障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、診断書等の障害又は疾病があることを確認できる書類）を利用希望者から提出していただきます。
- ③ 区・支所は、当事業の対象かどうかの確認を行ったうえで、利用意向を踏まえ、支給量基準に基づき、支給量を決定し、受給者証（【別紙3】参照）を交付します。

(4) 利用者負担

現行の移動支援事業と同じ

①身体介護を伴う場合

「サービスに要した費用の1割」と「利用者負担上限月額(下表)」を比較して低い金額

<利用者負担上限月額>

| 所得階層区分 | 上限月額 | |
|-------------------|------------|---------|
| 生活保護受給世帯・市民税非課税世帯 | 0円 | |
| 市民税課税世帯 | 所得割 28万円未満 | 4,600円 |
| | 所得割 28万円以上 | 37,200円 |

②身体介護を伴わない場合

全ての方について、無料

(5) 報酬

①放課後支援

| 身体介護を伴う・伴わないともに共通 | |
|-------------------|---------|
| 0.5 時間 | 1,880 円 |
| 1.0 時間 | 2,300 円 |
| 1.5 時間 | 3,400 円 |
| 2.0 時間 | 4,010 円 |

②通学支援

| 身体介護を伴う・伴わないともに共通 | |
|-------------------|---------|
| 0.5 時間 | 1,610 円 |
| 1.0 時間 | 1,970 円 |

※ 上記は、一部の時間帯のみを記載しており、それぞれ上記以上の時間数の報酬単価も設けます。単位数コード表及び国保連ホームページからの単位数マスタのダウンロードも含め、詳細については別途通知します。

(6) サービス提供者

京都市指定移動支援事業所

(放課後支援については、事業実施届出が必要です。「3 サービス提供に当たっての留意点について」参照)

(7) 事業開始日

平成25年10月1日

2 事業周知等

(1) 市民への周知

広報発表、市民しんぶん平成25年10月号(全市版)及び当室ホームページにて広報を行います。また、学校を通じた制度周知も行います。

利用者向け制度周知チラシは【別紙4】のとおりです。

(2) その他

当室から、児童館、障害福祉サービス事業所等への施設利用協力依頼を行います。

3 サービス提供に当たっての留意点について

サービス提供に当たっては、移動支援事業の制度拡大であり、基本的には従来の移動支援事業と同じ取扱いとなりますが、次の点に御留意願います。

(1) 事業実施事業所

当事業のサービス提供者は、本市の指定を受けた移動支援事業所とします。

ただし、放課後支援については、事前に当室への事業実施届出書(【別紙5】)の提出

が必要です（通学支援は不要）。

（２）放課後支援の実施場所

- ① 放課後支援の実施場所については、子どもの障害状況や希望に応じて、身近な地域で安心・安全に過ごせる場所を、サービス提供事業所が、利用者や関係者と調整のうえ、決めることとします。

実施場所を決めていただいたうえで、事前に当室へ事業実施届出書を提出願います。

- ② 想定される実施場所としては、次のものが考えられます。

福祉施設等の空きスペース、児童館の自由来館、その他地域で安心して過ごせるスペース

- ③ 福祉施設等の空きスペースの利用については、同様の趣旨で実施している事業（放課後等デイサービス等）と同一の場所での実施はできないものとします。（詳細については、別途通知します。）

- ④ 実施場所として、児童館の自由来館を希望する場合は、次のとおり当室へ事前に相談してください。

○ 事業が円滑に実施できるよう、当分の間、当室から利用希望児童館へ連絡を入れますので、必ず事前に事業所から当室に児童館名等を連絡してください。ただし、非常に多くの児童が利用している等の理由から、受入れが困難な場合があるため、予め御了承願います。

○ その後に、事業所から児童館へ直接協力依頼し、事業実施の具体的な利用方法等について調整してください。

○ なお、児童館には、駐車スペースがありませんので、車での送迎の際には御注意願います。

（別紙資料一覧）

別紙１ 事業内容

別紙２ 就労証明書（これに準ずるものであれば、別の様式でも可）

別紙３ 地域生活支援事業支給決定・利用者負担額決定通知書及び地域生活支援事業受給者証（見本）

別紙４ 利用者向け制度周知チラシ

別紙５ 事業実施届出書

【問合せ先】

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

在宅福祉担当（橋本，牧野，多田）

電話：０７５－２２２－４１６１

別紙 1 事業内容

| | 移動支援事業 (社会参加) | | ほほえみネット | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|---|--------|--|------|-------------------|--|----|---------|-----------|--------|-----------|---------|---------------------------------------|--|
| | | 放課後支援 | 通学支援 | | | | | | | | | | | | | |
| 事業内容 | 外出時のガイドヘルプ ※通学・通所は対象外 | 2～3人のグループ単位でヘルパーによる放課後の見守り (学校～事業実施場所～自宅の送迎も含む) | ヘルパーによる通学時の送迎支援 | | | | | | | | | | | | | |
| 対象者 | 単独では移動困難な次の障害のある方 ・重度の身体障害(全身性障害, 視覚障害) ・知的障害 ・精神障害 ・難病 | 移動支援の対象者のうち, ①又は②に該当する障害のある子ども ①保護者の就労, 疾病等により昼間留守家庭となる小学5, 6年生, 又は総合支援学校以外に在籍する中学生 ②保護者の就労, 疾病等により昼間留守家庭となる学童クラブ事業やタイムケア事業等の利用が困難な小学1年生～高校生(受入体制, 定員超過等) ※保護者の範囲は父母を基本とし, 祖父母や兄弟等は含めない。 | 移動支援の対象者のうち, ①又は②に該当する障害のある子ども(小学1年生～高校生) ①ひとり親家庭で, 保護者の就労, 疾病等により通学時の介助者がいない子ども ②医療的ケアが必要で, 保護者が学校まで送迎する必要のある子ども(バスの利用が困難な子ども) | | | | | | | | | | | | | |
| 支給量(上限) | 月32時間 | 月32時間(従来の社会参加分も含めた時間) | 月22時間 ※ただし, 社会参加と併用の場合通学22H+社会参加20Hまで <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">支給量基準に基づき, 区役所(支所)で支給決定</div> | | | | | | | | | | | | | |
| 対応事業所 | 指定移動支援事業所 | 事業実施届出のある指定移動支援事業所 ※実施場所のイメージ ・児童館(自由来館) ・福祉施設等の空きスペース等 | 指定移動支援事業所 | | | | | | | | | | | | | |
| 利用者負担 | [介護あり]の場合, 「サービスに要した費用の1割」と「利用者負担上限月額(下表)」を比較して低い金額が利用者負担となる。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得階層区分</th> <th>上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護受給世帯・市民税非課税世帯</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民税課税世帯</td> <td>所得割28万円未満</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>所得割28万円以上</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table> | | | 所得階層区分 | | 上限月額 | 生活保護受給世帯・市民税非課税世帯 | | 0円 | 市民税課税世帯 | 所得割28万円未満 | 4,600円 | 所得割28万円以上 | 37,200円 | ※[介護なし]の場合, 利用者負担は, 所得に関係なく, 一律無料となる。 | |
| 所得階層区分 | | 上限月額 | | | | | | | | | | | | | | |
| 生活保護受給世帯・市民税非課税世帯 | | 0円 | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民税課税世帯 | 所得割28万円未満 | 4,600円 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 所得割28万円以上 | 37,200円 | | | | | | | | | | | | | | |

就 労 証 明 書

(あて先) 京 都 市 長

年 月 日

勤務先名称

代表者氏名

⑩

勤務先住所

(TEL -)

下記のとおりであることを証明します。

| | | | | |
|------------------|-----------------------|-----------------------|------------------|-----------|
| 氏 名 | | | 現住所 | |
| 職 種 | | | 就労形態 | 常 勤 ・ パート |
| 月平均の勤務日数 | | | 休 日 | 曜日 (毎月 日) |
| 勤 務 時 間 | 曜日 ~ 曜日 | 曜日 ~ 曜日 | 備考 (変則勤務等の状況) | |
| | 午前 時 分 午後 時 分 } | 午前 時 分 午後 時 分 } | | |
| 就職年月日 | 年 月 日 | | | |

- 例) ①身体介護を伴う
 ②支給量は社会参加分20時間、通学支援分22時間
 ③放課後支援を支給決定

地域生活支援事業支給決定・利用者負担額決定通知書

| | |
|--------------------|--|
| 603-8361 | 年 月 日 |
| 京都市北区 金閣寺町100番地 |  京都市長 北区福祉部 放課後支援課 |
| 放課後通学 保護者 様 | |

見本

下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

| | | | |
|-----------|------------------------------|-------------|------------|
| 受給者証番号 | 00000129874 | 支給決定保護者氏名 | 放課後通学 保護者 |
| 支給決定日 | 平成25年 9月13日 | 支給決定に係る児童氏名 | 放課後通学 テスト |
| 支給期間 | 平成25年10月 1日 から 平成28年 9月30日まで | | |
| 利用者負担上限月額 | 0円 | | |
| サービスの種類 | 事業の内容及び支給量 | サービスの種類 | 事業の内容及び支給量 |
| 移動支援介護あり | 20時間 | | |
| | 通学支援 22時間 | | |
| | 放課後支援対象者 | | |

特記事項

①身体介護を伴う・伴わないの別について印字される。(従来と変わらず)

②支給量は、社会参加分(放課後支援を含む)と通学支援分でそれぞれ分けて決定され、印字される。

③放課後支援を支給決定する場合は「放課後支援対象者」と印字される。

教示事項

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に京都市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内の限り、京都市長を被告として(訴訟において市を代表する者は京都市長となります。)提起することができます。(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であれば、提起することができます。(なお、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その異議申立てに対する決定の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(問い合わせ先) 京都市 北福祉事務所 支援保護課
 住 所 京都市北区紫野東御所田町33番地の1
 電話番号 (075) 432-1181

この用紙には京都市長が
 (署名)の印が
 入っています。



地域生活支援事業受給者証（見本）

(一)

| 地域生活支援事業受給者証 | | | |
|--------------|-------------|--|------|
| 受給者 | 番号 | 0000129874 | |
| | 居住地 | 京都市北区金閣寺町100番地 | |
| | 氏名 | 放課後通学 保護者 | |
| | 生年月日 | 昭和42年 5月 5日 | 性別 女 |
| 児童 | 氏名 | 放課後通学 テスト | |
| | 生年月日 | 平成10年 8月 2日 | 性別 男 |
| 交付年月日 | 平成25年 9月13日 | | |
| 支給市町村名及び印 | 京 都 |  | |

(四)

| 支給決定の内容 | |
|---------|--|
| サービス種別 | |
| 支給量等 | |
| 支給決定期間 | |

(二)

| 支給決定の内容 | |
|---------|--------------------------|
| サービス種別 | 移動支援（身体介護を伴う） [児童] |
| 支給量等 | 20時間 22時間 放課後支援対象者 |
| 支給決定期間 | 平成25年10月 1日から平成28年 9月30日 |
| サービス種別 | |
| 支給決定期間 | |
| (予備欄) | |

(五)

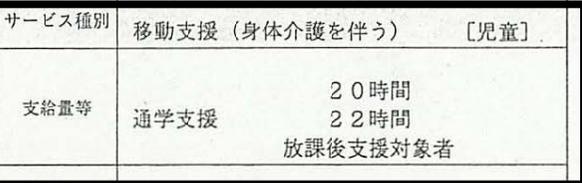
| 利用者負担 | なし | 利用者負担 上限月額 | 0円 |
|-------------------------|----|---------------|----|
| 移動支援 (身体介護を 伴わない) | なし | | |
| 特記事項 | | | |

(三)

| 支給決定の内容 | |
|---------|--|
| サービス種別 | |
| 支給量等 | |
| 支給決定期間 | |
| サービス種別 | |
| 支給決定期間 | |
| (予備欄) | |

(六)

| 支給量変更の記載欄 | | |
|-----------|---------|-------|
| サービスの種類 | 変更後の支給量 | 市町村認印 |
| | | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | |



- ①身体介護を伴う・伴わないの別について印字される。（従来と変わらず）
- ②支給量は、社会参加分（放課後支援を含む）と通学支援分でそれぞれ分けて決定され、印字される。
- ③放課後支援を支給決定する場合は「放課後支援対象者」と印字される。



見本

障害のある子どもの放課後支援・通学支援 ～ほほえみネット～ の実施について

京都市では、障害のある子どものおられる家庭の生活の安定を図るため、現在実施している障害のある方の外出支援を行う移動支援事業（ガイドヘルプ）の制度拡大を図り、平成25年10月から新たに障害のある子どもの放課後支援・通学支援を実施します。

1 事業概要

（1）放課後支援

保護者の就労、疾病等による昼間留守家庭の小学5、6年生及び総合支援学校以外に在籍する中学生等の障害のある子どもを対象に、2～3人のグループ単位でヘルパーによる放課後の見守りを実施します。（例：学校～福祉施設や児童館等で過ごし（見守り）～自宅）

※ 京都市では、これまでから障害のある子どもの放課後支援として、学童クラブ事業や放課後等デイサービス、タイムケア事業等を実施しているところですが、学童クラブ事業が小学4年生までであることや、タイムケア事業が総合支援学校の中高生を対象としていることなどから、当事業を新たに実施することとしました。

（2）通学支援

ひとり親家庭で、保護者の就労、疾病等により通学時の介助者がいない障害のある子どもを対象に、ヘルパーによる通学時の送迎支援を実施します。

2 利用に関する相談・申請先

従来の移動支援事業と同様に、利用希望者は、お住まいの区役所（支所）へ支給申請書を提出してください。

このとき、当事業の対象者要件の確認として、介護者不在の証明書類（保護者の「就労証明」又は「障害者手帳、診断書等の障害又は疾病があることを確認できる書類」）を提出していただく必要があります。

3 お問合せ先

京都市〇〇福祉事務所 支援課 支援第二担当

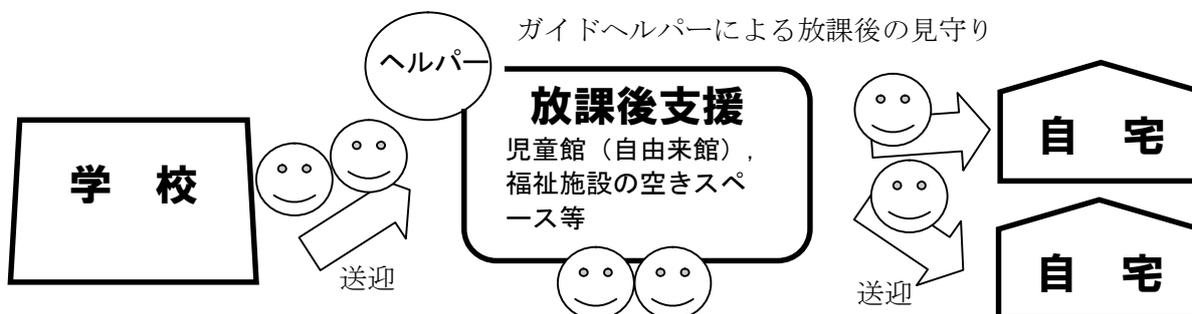
電話 075-XXXX-1111 FAX 075-XXXX-2222

4 事業内容

【利用の際のお願い】 お子様の安心・安全のため、下校時から直接当事業を利用される場合には、事前に、保護者の方から学校側に当事業を利用する旨を伝える等の御配慮をお願いします。

① 放課後支援

放課後支援とは 2～3人のグループ単位で、ガイドヘルパーによる放課後の見守り（学校～実施場所～自宅の送迎も含む）

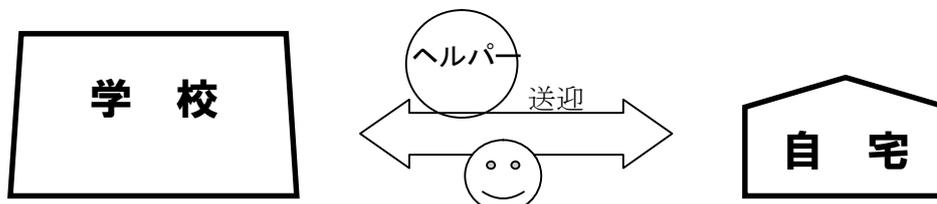


対象者：移動支援事業の対象者（重度の身体障害（四肢障害等の全身性障害、視覚障害）、知的障害、精神障害、難病のある方）であって、①又は②に該当する子ども
 ①保護者の就労、疾病等により昼間留守家庭となる小学5、6年生及び総合支援学校以外に在籍する中学生
 ②保護者の就労、疾病等により昼間留守家庭となる学童クラブ事業やタイムケア事業等の利用が困難な小学1年生～高校生

利用時間数：ひと月あたり月32時間（従来の社会参加等の利用時間の範囲内）

② 通学支援

通学支援とは ガイドヘルパーによる通学時の送迎支援



対象者：移動支援事業の対象者（重度の身体障害（四肢障害等の全身性障害、視覚障害）、知的障害、精神障害、難病のある方）であって、①又は②に該当する子ども（小学1年生～高校生）
 ①ひとり親家庭で、保護者の就労、疾病等により通学時の介助者がいない子ども
 ②医療的ケアが必要で、保護者が学校まで送迎する必要がある子ども（バス利用が困難な子ども）

利用時間数：ひと月あたり、通学分22時間＋社会参加分20時間を基本（下表参照）

<通学支援を利用する場合の支給量基準（月当たり時間）>

| 通学利用時間 | 0 | 1～5 | 6～10 | 11～15 | 16～22 |
|--------|----|-----|------|-------|-------|
| 支 通学 | 0 | 5 | 10 | 15 | 22 |
| 給 社会参加 | 32 | 29 | 26 | 23 | 20 |
| 量 合計 | 32 | 34 | 36 | 38 | 42 |

○保護者の範囲は、父母を基本とし、祖父母や兄弟等は含みません。

○サービス提供事業所：京都市指定移動支援事業所（放課後支援は、事業実施届出のある事業所に限る。）

○利用者負担：現行の移動支援事業と同様、「サービスに要した費用の1割」と「利用者負担上限月額」を比較して低い金額（「利用者負担上限月額」＝生活保護世帯・市民税非課税世帯：0円、市民税課税で所得割28万円未満：4,600円、市民税課税で所得割28万円以上：37,200円）。ただし、身体介護を伴わない場合は無料。

京都市移動支援事業における放課後支援の届出

年 月 日

(あて先) 京都市長 様

| | |
|-----|-----|
| 届出者 | 所在地 |
| | 名 称 |
| | 代表者 |
| | 連絡先 |

京都市移動支援事業において、下記のとおり放課後支援を行うことを届け出ます。

記

- 1 指定京都市移動支援事業所名称
- 2 指定京都市移動支援事業所番号
- 3 放課後支援を行う実施場所
- 4 事業実施予定内容（支援対象者（概ねの人数，学年，障害状況），事業所の対応人員 等）
※届出時点で想定している範囲で記載してください。
- 5 サービス提供に関する緊急時の対応等